

DVに気付こう いろいろな暴力があります

身体的暴力

- 物を投げる・壊す
- 殴る・蹴る・たたく
- 首を絞める
- 髪を引っ張る
- 強く押す
- 火傷させる
- 刃物や凶器でおどす

精神的暴力

- 大声でどなる
- 暴言をあびせる
- 無視する
- 人格を否定する
- 家族や友人との交際を制限する
- 外出など行動を制限する
- 大切なものを壊す
- 別れると殺す・自殺するなど脅す
- 電話・メールを細かくチェックする

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 家計の管理を独占する
- お金の使い道を細かくチェックする
- 外で働かせない、仕事を辞めさせようとする
- 借金をさせる

性的暴力

- 性行為を強要する
- 屈辱的な方法で性行為をする
- 避妊に協力しない
- 中絶させない
- 中絶を強要する
- ポルノを見せる

子どもを利用した暴力

- 子どもに危害を加えると脅す
- 子ども前で暴力をふるう
- 子ども前で非難、罵倒する
- 被害者をコントロールするための道具にする

ひとりで悩まず
相談してください



新居浜市配偶者暴力相談支援センター

☎ 0897-65-1480

月-金 受付 8:30~17:15

相談 13:00~17:00

相談無料

秘密厳守

匿名相談可



◎県内の配偶者暴力相談支援センター◎

愛媛県福祉総合支援センター子ども・女性支援課

☎ 089-927-3490

月-金 8:30~17:15

愛媛県男女共同参画センター

☎ 089-926-1644

火-金 8:30~17:30

土・日 8:30~16:30



緊急の場合は110番

新居浜警察署 生活安全課

0897-35-0110 (24時間対応)

あなた自身や、
あなたの身近にいる方は、
DVで悩んでいませんか

新居浜市
配偶者暴力相談支援センター

DVを知ろう！Q&A

暴力は許されません！！

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった相手から振るわれる暴力のことです。「家庭内の問題」、「男女間のもつれ」として見過ごされがちです。DVは犯罪となる場合も含め重大な人権侵害であり、許されるものではありません。

◎DVのサイクル◎

爆発期

加害者
感情の抑制がきかず、
激しい暴力をふるう
被害者
恐怖感・無力感をもつ
「誰も助けてくれない」

暴力は繰り返され
エスカレートしていきます

緊張期

加害者
些細なことでイライラし
緊張感が高まる
被害者
相手の顔をうかがう
「自分のせいだ…」

ハネムーン期

加害者
やさしくなる
後悔した様子で謝る
被害者
「私は愛されている」
「これが本来の相手の姿」

加害者は、暴力を振るった後、一転して反省し、別人のように優しくなったりします。このため、被害者は「もう二度と暴力を振るわれたりはしないだろう」と期待したり、「この優しい姿が本来の姿なのだ」と考えがちです。しかし、DVは多くの場合、サイクルがあります。一時的に優しくなったとしても暴力は繰り返されます。また、月日の経過とともにサイクルの速度は増し、暴力が激しくなっていく傾向があります。

Q:DVって要するにけんかでしょう？

A: DVとけんかは違います。
DVは、どちらかから一方的に加えられる暴力であり、加害者と被害者の間には、支配・被支配の関係があります。お互いが対等な立場である夫婦げんかなどとは異なります。

Q:あの人に限ってDVなんて！

A: 加害者に特定のタイプはありません。普段から粗暴な場合もあれば、人当たりがよく、とても暴力を振るっているとは考えられない人の場合もあります。

Q:DVの影響は？

A: (被害者に与える影響)
被害者はケガや傷などの身体的な影響を受けたり、心の傷となりPTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。その結果、不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛などの症状にあらわれることもあります。

(子どもに与える影響)
子どものいる家庭では、子どもが直接的な暴力を受けたり、暴力を目撃することにより子どもの心身に影響があらわれることがあります。「児童虐待防止法」では、DVや子どもの著しい心理的外傷を与える言動は「児童虐待」であることが明記されています。被害者本人はもちろんのこと、子どもたちにも安全な場所で、安心して暮らす権利があります。

⊘ DV防止法について ⊘

DV防止法は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する法律です。被害に遭っている人は配偶者暴力相談支援センター、婦人相談センターや警察に相談、援助、保護を求めたり、裁判所に保護命令の申立てをすることができます。

デートDVを知っていますか？

「デートDV」とは、恋人間で起こる暴力のことです。大人の恋人間だけではなく、中高生や大学生などの恋人間でも起こっています。過剰な束縛や干渉は愛ではありません。嫌なことを強要されるのは暴力です。犯罪行為(暴行・傷害・ストーカー行為)などにつながります。

もし、DVの相談を受けたり、

DVに気づいたら・・・

DVは私たちの身近で起きています。相談を受けた場合は、じっくりと話を聞き、「あなたは悪くない」と伝えてください。話を受け止めてあげるだけでも、被害者をカブけることになります。また、聞いた話を他の人に言ったり、被害者を批判したり、あなたの意見を押し付けるようなことはしないでください。そして相談機関へ相談することをすすめてください。

ひとりで悩まず
ぜひ相談してください